

訪問販売による貴金属の買い取り

問い合わせ 地域振興課 ☎21131

【相談事例】

「不要になった貴金属があれば高価で買い取る。」と、突然業者が来訪した。金のネックレスや指輪を数点見せると、3万円で購入すると断った。安すぎると思ったが、しつこく説得されて断り切れずにお金を受け取ってしまった。やはり返品してもらいたいと思い、翌日業者に電話をしたが、「返品できない。」と断られた。どうにかならないか。(70歳代 女性)

【アドバイス】

相談者には、消費者がお金を払うのではなく、お金をもらって売却しているの、クーリング・オフ制度の対象ではないこと、同様の相談について説明し、業者と話しかないと助言しました。相場の知識のない消費者が業者の言いなりに安く買収される事例もあります。いったん売り渡してしまうと、品物を取り戻すのは困難なので、売るつもりがなければ、キッパリ断りましょう。断つてもしつこく居座ったり、怖い思いをしたりした時には警察を呼びましょう。一度使用された貴金属などの古物を扱う業者は「古物商許可証」や「古物行商従業者証」を携帯しなければなりません。少なくとも訪問業者の用件、住所と電話番号を確認し、「古物商許可証」などの提示を求めて内容をメモしておきましょう。

(広島県生活センター発行暮らしのフレッシュ便平成23年7月号より)

ご存知ですか？ちよっと増やせる「付加年金」

問い合わせ 広島西年金事務所 ☎082-23321471・市民課 ☎21142

付加年金とは？

老齢基礎年金に上乗せして支給される年金で、定額の保険料(平成23年度は月1万5020円)に付加保険料をプラスして納付することとなります。加入を希望する方は、市民課で手続きを行ってください。

付加保険料は月400円

付加保険料は月400円です。納付できる人は第1号被保険者(自営業者や学生の方など)または任意加入被保険者の方です。ただし、保険料の免除や納付猶予を受けている方、または国民年金基金加入者は、付加保険料を納めることができません。

なお、付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなり、納付期限を過ぎると納めることができません。納付期限は翌月末日です。

付加年金額

支給される付加年金額は「200円×付加保険料を納付した月数」で計算されます。

例えば、5年間(60カ月)納めた場合。総付加保険料は24,000円(400円×60カ月)に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金額は年12,000円(200円×60カ月)となり、亡くなるまで毎年支給されます。ただし、老齢基礎年金を65歳より前に繰り上げ支給または66歳以後に繰り下げ支給しようとする場合には、付加年金額も老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されます。

何してる？向かい三軒 両隣

問い合わせ 保健介護課 ☎21144

「向こう三軒両隣」という言葉があります。親しく付き合う近所の意味で、自分の家の向かい側の三軒の家と両隣を言います。江戸時代には近隣の五戸を一組として、防火・防犯・互助の組織である「五人組」という制度がつけられており、このような近隣互助制度を背景にした言葉です。

近所付き合いが希薄になってきたといわれて久しいこの頃。高齢者の一人暮らしが増えて中、ご近所と顔見知りの関係を深めておくことが必要ではないでしょうか。

常日頃から、あいさつなどを通じて近所の方々と接していることで、災害時には気にかけてもらえたり、突然の病気やけがなどのときには助けを求めやすくなったりします。

思いもよらないことが起こり得る現在、そのときになれば何とかなると思いがちですが、実際には思うようにはいかないことがほとんどであることは、皆さんご経験のことと思います。

今日から、「まずはあいさつ」。早速始めてみてはいかがでしょうか。



「みんなで考えよう公共交通」がデザイン賞を受賞！

問い合わせ 大竹市地域公共交通活性化協議会(市民課) ☎21142

これまで市広報に掲載してきた公共交通の記事「みんなで考えよう公共交通」が、日本モビリティ・マネジメント会議が選ぶ「JCOMM第6回デザイン賞」を受賞しました。

7月15日、八戸市で授賞式が行われ、併せて全国のさまざまな取り組みや研究事例が発表されました。

■モビリティ・マネジメントとは？

マイカーに頼り過ぎている生活を見直し、公共交通や徒歩・自転車などを適度に賢く暮らしの中に取り入



ポスター発表の様子

れることで、地球や環境にやさしい社会への転換を促す働きかけのことです。略してMM(エムエム)とも言われます。

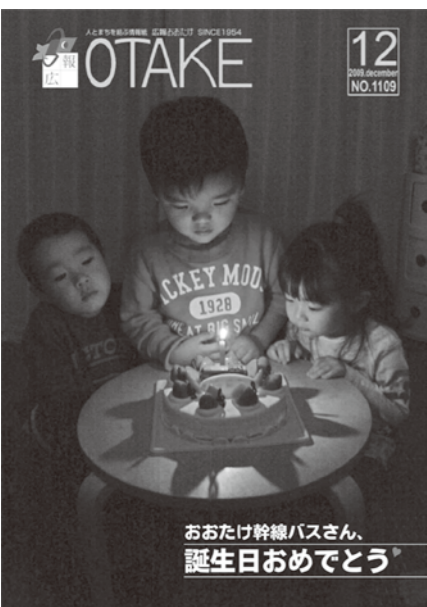
「日本モビリティ・マネジメント会議」は、このMMを学術的に支援することを目的として設立され、その普及と実現に努めています。

■選定の理由

広報紙という、広く市民に発信される媒体を用いて、平成20年10月から長期的かつ継続的に啓発記事を掲載し

ており、そのデザインや内容が幅広い層に向けて安定感のある構成になっていることが高い評価を受けました。また、実際に利用者が増加している点も大きな要因となったようです。

こいこいバスの運行当初(平成21年11月)、1便平均で4・2人だった乗客数は、平成23年7月には6・3人にも増加しています。今後も皆さんに愛される「こいこいバス」であり続けたいと思います。



特集記事を掲載した広報おたけ(平成21年12月号)

湯舟地区でも検討始まる
支線交通の導入に向け、湯舟町で勉強会を開催しました。20人の方が参加され、市の公共交通の整備方針や乗合タクシーの仕組みなどを学びました。これから、地域で検討委員を組織し、導入に向けて協議を進めていく予定です。



湯舟町での勉強会(7月1日)

支線交通トピックス

乗合タクシーの愛称が決定

玖波7丁目乗合タクシーの愛称が「ひまわりタクシー」に決まりました。運行開始月と地名の「7」から連想される、明るく健康的なイメージの夏の花「ひまわり」を採用しました。

「ご協力ありがとうございました」

支線交通へのご意見を伺うため、8月上旬に地域の全世帯を対象にアンケートを実施しました。ご協力いただき、ありがとうございます。集計結果を参考に、運行内容を検討していきます。